

所沢市土から育む有機の産地づくり計画

1. 市区町村
所沢市
2. 計画対象期間
令和 7年度 ～ 令和 11年度
3. 対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標
ア 有機農業の現状 所沢市は、埼玉県の南西部、都心から30km圏内に位置し、南側は東京都多摩地域に接する人口約34万人の都市である。交通の利便性が高く都市化が進んでいる一方で、狭山丘陵や、武蔵野の面影を残す雑木林などの豊かな自然が残っており、令和5年7月には、本市を含む武蔵野地域における「武蔵野の落ち葉堆肥農法※1」が、世界農業遺産に認定されている。 本市域は、その約5分の1が農地であり、都市近郊という有利な立地条件を活かし、露地野菜※2、茶などを中心とした農業が行われている。特産品である狭山茶や里芋、人参、ほうれん草などは県内有数の生産量を誇る地域であり、安定的な生産を可能とするため、化学合成農薬や化学肥料を使用して作られる場合が大半を占めるが、土づくりのため、それらを使用しつつ、堆肥※3や緑肥※4等の有機物を畑に入れる「環境再生型（リジェネラティブ）農業※5」に取り組む生産者も多い。 近年、消費者の環境に対する関心が高まる中、本市農業についても、環境にやさしい農業の推進、落ち葉堆肥を利用した伝統的農法の継続の推進等、環境に配慮した農業を積極的に進めており、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果的な営農活動を行う農業者を支援する制度である環境保全型農業直接支払制度の対象となる取組についても推進しているところである。 現在、市内で有機農業に取り組む農業者は、新規就農者や新規参入者の割合が高く、栽培技術の向上、生産の効率化、農業経営の安定化などが課題となっている。また、その人数も少なく、それぞれ栽培方法や販路が異なるなど、個々での活動が主となるため、有効情報の共有化がされにくい傾向にある。有機農業の定着を図るためには、これらの課題の解決に向けた具体的な施策を進めていく必要がある。 また、農業者を対象とした有機農業の実施状況等についての市の調査によると、有機農業への課題として「労力がかかること」、また、必要な支援策等として「軽労化につながる技術の確立」が、それぞれ上位に挙げられている。有機農業の新規取組者を増やすためには、有機農業の省力化・効率化を図ることのできるスマート農業や、先進的な資材・技術の活用等について検討することも重要である。 その他、有機農業の面積拡大のためには、減少傾向にある生産者自体の確保を図る必要があり、新規取組者への門戸を広げる手段として、埼玉県農業大学校やいるま地域明日の農業担い手育成塾等の関係機関との連携も引き続き図っていく必要がある。 ※1 武蔵野の落ち葉堆肥農法…平地林を育て、落ち葉を集めて堆肥として畑に入れ、土壌改良を行うことで安定的な生産を実現し、景観や生物多様性を育むシステム。武蔵野台地に位置する川越市、所沢市、ふじみ野市、三芳町において、360年以上にわたり続けられてきた伝統農法。 ※2 露地野菜…温室や農業用ハウスを用いずに畑で栽培された野菜や花。 ※3 堆肥…稲わらやもみガラ、家畜の排せつ物などを微生物の作用で分解・腐熟させたもの。土壌の物理的・化学的・生物的性質を改善し、作物の生育を助ける。 ※4 緑肥…栽培している植物を収穫せず田畑にすきこみ、次の作物の肥料にすること、またはそのための植物 ※5 環境再生型農業…土壌有機物を増やし農地を豊かにすることで、自然環境の回復も目指す農業 イ 5年後に目指す目標 本市は、市民生活の隣に農地があり、農業者をはじめ地域の人々と交流し触れ合う等、人が自然に寄り添う中で真に豊かな暮らしを実現しようとする、農のあるまちづくりを進めているところである。 農産物の産地でありながら同時に一大消費地でもあることから、有機農業についても、地場産の農産物を地元で消費する「地産地消」を基本に、学校給食における活用をはじめとした、市内外での消費拡大の方法について検討を進める。

また、消費者との距離が近いという都市近郊農業の特徴を活かし、農業者との交流や農業体験等の機会を創出することなどを通じて、有機農業を含む農業全体の理解醸成を図り、農の多様性や多彩な魅力を感じられる産地づくりを目指していく。

さらに、令和２年度に表明した所沢市ゼロカーボンシティ宣言や、国の「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、農業分野においても更なる環境負荷の低減及び二酸化炭素排出量の削減等を念頭に置き、江戸時代から続く持続可能な農法「世界農業遺産・武蔵野の落ち葉堆肥農法」に根付く環境再生型農業の精神を受け継いだ、環境と調和のとれた農業生産活動を推進していく。

そのためには、既存の取組の推進に加えて、可能な限り化学合成農薬や化学肥料を使用しない土づくりを目指し、環境再生型農業の取組をさらに拡大していくことが重要である。その手法の１つとして、持続性の高い農業生産が可能な有機農業の技術を取り入れるとともに、有機農業に対する理解増進に努め、有機農業の取組拡大も目指していく。

目標値としては、土づくり促進の目安として、その活用を推進している環境保全型農業直接支払制度における有機農業の取組及び有機ＪＡＳ認証取得の内容により把握する、国際水準の有機農業の取組者及び取組面積について、以下のとおり掲げるものとする。

- ・国際水準の有機農業 取組者数
令和５年度：６名 → 令和１１年度：１２名
- ・国際水準の有機農業 取組面積
令和５年度：１１．７５ha → 令和１１年度：１７ha

４．取組内容

ア 有機農業の生産段階の推進の取組

(１) 栽培技術の向上・共有

生産の安定化、品質の向上及び収量の増加等を図るため、栽培技術講習会や講演会の開催、技術習得のための学習等の支援、先進地の視察、また、情報共有や交流の機会の提供等を行う。

(２) 省力化・効率化に資する技術・資材等の実証

作業の省力化・効率化を図るため、有機農業の推進に資する、スマート農業や総合防除技術等の実証、また、資材の有効性の実証を実施する。

(３) 有機農業新規取組希望者への支援

有機農業の新規取組希望者や経験年数の浅い農業者に対し、有機農業の試行的取組への支援を検討、実施する。また、関係機関と連携し、有機農業に資する取組等を推進する。

(４) 認証・表示制度等の導入可能性検討

有機農業により生産された農産物の訴求力を高めるため、認証や表示の制度の導入可能性を検討する。また、土壌の微生物や農産物等の特徴を測定・研究し、その活用を図ることも検討する。

(５) 地域の資源を活用した堆肥等の研究及び活用に向けた取組

地域の資源を活用した環境再生型農業を研究及び推進するため、本市を含む武蔵野地域における「世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法」についての知見を深め、土づくりに有用な地域資源の研究を行うとともに、活用に向けて検討する。

(６) 有機農業に適した品種の研究

学校給食等への利用拡大のため、規格や収量等がより安定する、有機農業に適した品種の研究を行う。

イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

(１) 共同出荷体制の検討

複数の生産者による農産物の安定供給や生産者が生産活動に専念できるような集出荷体制の構築を目指し、流通の効率化及び低コスト化について検討、試行する。

(2) 加工の取組

農産物の付加価値を高めるため、また、旬の時期以外の農産物の供給や規格外・余剰品の活用による農業経営の向上等を図るため、農産物を加工し、利用拡大を目指す。また、商品開発やそのPRについて支援を行い、地域の農産物のブランド化を目指す。

(3) 学校給食等への試験導入

持続可能な農業への理解促進や食農教育の推進を図るとともに、地域の生産者の意欲を高めるため、農産物の学校給食等への試験導入を進める。また、そのための効率的な受発注の仕組みづくり、生産品目の調整、集出荷体制等の検討を行い、試行する。

(4) 消費拡大の検討、取組の実施

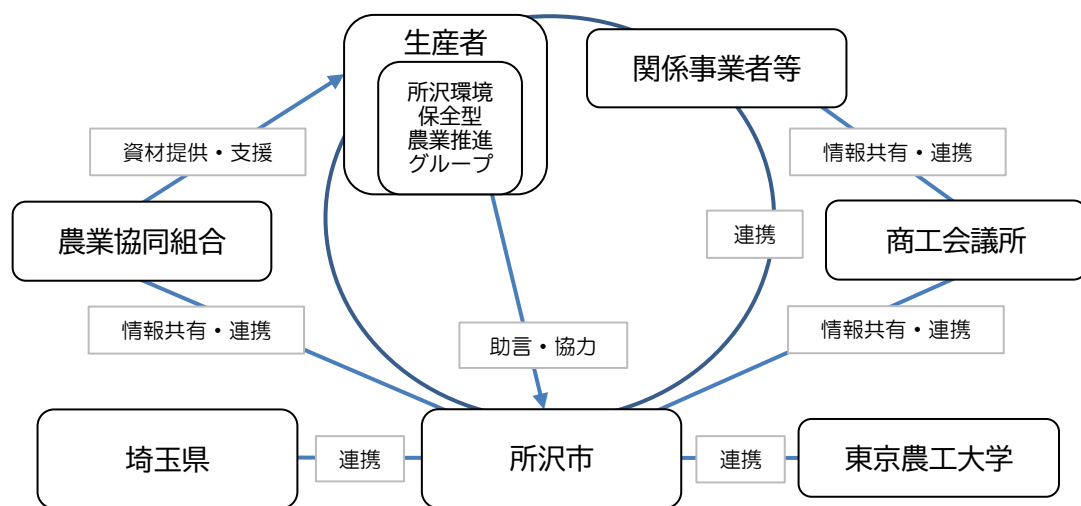
農産物の消費拡大を図るため、消費者への農産物のPR方法、販路等について調査・研究し、取組を実施する。また、飲食店等での農産物の取扱いを促進するため、農産物の活用について支援する。

(5) 有機農業への理解の醸成

地域における有機農業への理解を深める機会を提供するため、講演会の開催やイベント等の実施、啓発物の作成等により、情報発信に努める。また、生産者と消費者との交流機会の創出、市民農園での体験支援や農産物の収穫体験等により、自然との共生と都市生活の共存が可能な農業について理解醸成に努める。

5. 取組の推進体制

ア 実施体制図



イ 関係者の役割

- ・生産者
堆肥や緑肥等の使用といった環境再生型農業への取組拡大、有機農業に資する生産技術の理解増進、試行的取組、有機農業の生産の拡大に関すること
- ・所沢環境保全型農業推進グループ
有機農業に資する生産活動の実践、有機農業実施計画の実現に必要な取組の検討、助言、協力
- ・農業協同組合
土づくりに資する資材等の提供、農業者への情報発信、調査への協力
- ・所沢商工会議所
事業者との連携、流通・加工及び消費の拡大に関すること
- ・地域の関係事業者、団体等（流通、加工、飲食事業者等）
流通・加工及び消費の拡大に関すること

・ 東京農工大学 有機農業に資する技術研究の情報提供、事業連携 ・ 行政機関（埼玉県及び所沢市の関係部署） 有機農業実施計画の実施に必要な事務、研修、支援、連携、協力、情報共有等
6. 資金計画
令和7年度以降の2年間は、みどりの食料システム戦略推進交付金を活用し、学校給食等への有機農業による農産物の提供をはじめ、生産、加工・流通、消費の拡大及び円滑化などの取組を行う。 令和9年度以降は、継続的な活動が可能となるよう、国や県、本市の関連事業等を活用しながら、本事業の推進を図る。
7. 本事業以外の関連事業の概要
・ 環境保全型農業直接支払交付金交付事業 ・ 環境にやさしい農業推進事業 ・ 世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進事業 ・ 地産地消推進事業 ・ 体験農場推進事業（有機農業専用体験農場1か所開設）
8 みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について
令和5年3月に埼玉県と共同で策定した「埼玉県環境負荷低減事業活動促進基本計画」に基づき、推進に取り組む。